



消防だより 119

違反対象物公表制度

4月1日から違反対象物を西胆振行政事務組合のホームページなどで公表することになりました。

■施行の経過
平成24年5月13日、広島県福山市のホテルにおいて、死者7人、負傷者3人の被害を

伴う火災が発生し、ホテルの複数に渡る法令違反が判明しました。

これにより不特定多数が利用する建物で火災が発生した場合の危険性を広く利用者に情報提供するため、消防用設備などの状況の公表に関して制度化（違反対象物公表制度）することになりました。

■目的

消防が建物の立入検査を実施した際に重大な消防法令違反が確認された場合に、建物の情報を広く公表することで、利用者自らがその建物の情報を入力し、防火管理上の安全性を判断できるようにします。

その結果建物関係者（所有者、管理者、占有者）への消防用設備などの適正な設置を促し、防火管理の徹底と火災被害の軽減を図ることになります。

■公表の対象となる建物

飲食店・物品販売店・ホテルなどの不特定多数の人が利用する建物や病院・福祉施設などで自力での避難が困難な人が利用する建物が該当します。

■公表の対象となる法令違反

建物に義務付けられた消防用設備などで次の設備が設置されていない法令違反。
・ 自動火災報知設備
・ 屋内消火栓設備
・ スプリンクラー設備

■公表する内容と方法

①建物名称②建物所在地③違反の内容について西胆振行政事務組合のホームページへの掲載及び各署所の事務所前掲示板へ公示することにより公表します。

春の全道火災予防運動の実施

4月20日（金）から30日（月）までの11日間に渡り、全道一斉に春の火災予防運動が実施されます。

この運動は、冬から春へと季節が移り変わることで空気が乾燥し、火災が特に発生しやすくなる時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として実施するものです。

洞爺湖支署では期間中、消防車両による火災予防広報や午後7時にサイレン吹鳴など、安全で安心な街づくりを目指し、各種行事を予定していますのでご協力をお願いします。

西胆振行政事務組合では

ホームページを開設しています

各種試験案内・講習会のお知らせ、住宅用火災警報器設置や消火器点検内容、各種届出・申請様式（ホームページからダウンロードできます）などが掲載されています。

今後、利用者の利便性を考慮しながら内容を充実していきますので、ぜひ、ご活用ください。

西胆振行政事務組合ホームページアドレス
<http://nd119.sakura.ne.jp/>

統一標語

『火の用心
くつばを形に
習慣に』

洞爺湖町災害件数

平成30年1月1日～
2月28日現在

fire

● 火災件数 2件
● 救急件数 99件



今度飲み会
やるお店…
大丈夫かな？



自動火災報知設備が
未設置!?

ネットで
調べてみよう!

